

令和6（2024）年度とちぎ職業人材カレッジデジタルマーケティング業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

とちぎ職業人材カレッジデジタルマーケティング業務

2 業務の趣旨・目的

本県では、県内外の若者等がとちぎで技術・技能を身につけ、自らが望む仕事に就き、活躍できるよう専門学校等の人材育成機関への進学から就職までを一貫して支援するため、とちぎの人材育成等に関する情報発信の核となる Web サイト「とちぎジョブカレ！」（以下「サイト」という。）を運営し、情報発信及び人材育成の強化を図ることとしている。

本業務では、マーケティング発想によるデジタルプロモーションを実施し、ターゲットである県内外の若者等に向けた広告を配信することで、サイトに誘導し、県内の人材育成や就職支援に関する情報を効果的かつ効率的に届け、本県への進学及び就職を現実的な選択肢として意識付けることで、県内への進学及び就職の促進を図ることを目的とする。

3 業務内容

別添「令和6（2024）年度とちぎ職業人材カレッジデジタルマーケティング業務仕様書」のとおり

4 契約期間

契約締結の日から令和7（2025）年3月7日まで

5 委託契約金額の上限額

9,994,600 円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

6 応募資格

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加者」という。）者は、次の掲げる要件を全て満たしていること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (2) プロポーザル方式により契約しようとする業務における栃木県の競争入札参加資格を有する者であること又は契約締結時まで資格を取得する見込みであること。
- (3) 本プロポーザル実施に係る公告開始日から契約を締結しようとする日までにおいて、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び地方税に未納がないこと。

7 応募方法等

(1) スケジュール

ア 実施要領等の公表（公告開始日）	令和6（2024）年2月22日（木）
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和6（2024）年3月1日（金）17時必着
ウ 質問に対する回答	令和6（2024）年3月5日（火）
エ 参加表明書の受付期限	令和6（2024）年3月7日（木）17時必着
オ 企画提案書の受付期限	令和6（2024）年3月14日（木）17時必着
カ プロポーザル審査（書面）実施	令和6（2024）年3月下旬
キ 選定結果の通知・公表	令和6（2024）年3月下旬

(2) 質問受付

本プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別紙1）により提出すること。

- ア 提出期限：公募開始日から令和6（2024）年3月1日（金）17時まで
- イ 質疑方法：電子メールに添付又は郵送により、「13 問合せ先及び各種書類の提出先等」に提出すること。
- ウ 回答期日：令和6（2024）年3月5日（火）（予定）
- エ 回答方法：ホームページ（「13 問合せ先及び各種書類の提出先等」のURL）に掲載する。

(3) 参加表明書の提出

参加者は、参加表明書（別紙2）、参加資格確認書（別紙3）及び参加者概要（定款、パンフレット等）を提出すること。

- ア 提出期限：令和6（2024）年3月7日（木）17時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出方法：電子メールに添付又は郵送により、「13 問合せ先及び各種書類の提出先等」に提出すること。
※郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。
※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和6（2024）年3月14日（木）17時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(4) 企画提案書の提出

参加者は、参加表明書を提出後、次により企画提案書を提出すること。なお、企画提案書は1者1提案とする。

ア 提出様式

企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

- (ア) 企画提案内容
 - a 目標設定
 - b ターゲットと仮説

- c 広告の運用方針
- d 広告物の作成方針
- e 事業の改善提案
- (イ) 指標データの取得方針
- (ウ) 実施計画及び全体のスケジュール
- (エ) 業務遂行人員体制
- (オ) 類似事業の業務実績
- (カ) 見積額

企画案実施のために必要な経費（消費税含む。）について、全体の見積金額とその費目ごとの内訳をできる限り詳細に記載すること。一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

イ 提案書の規格

企画提案書の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。なお、枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

ウ 提出期限

令和6(2024)年3月14日(木)17時まで

エ 提出方法

持参又は郵送により「13 問合せ先及び各種書類の提出先等」に提出する。

※郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。

オ 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

※審査の公正を期すため、副本は無記名（会社名）とし、社名が類推できないように作成すること。

(5) 企画提案書等の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由を問わず返却しない。

ウ 提出書類は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 栃木県は、必要に応じて追加資料の提出を求めることができる。

オ 提出書類の作成及び提出に係る費用等、本プロポーザルへの参加に要する経費は全て参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ク 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

ケ 提出書類に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は参加者が負う。

8 審査方法（書面審査）

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

(2) 審査方法

企画提案書、見積書等について、評価基準に基づき、選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(3) 契約候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、参加者の中で最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者とする。

なお、該当する参加者が複数あった場合には、各選定委員による評価の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。

イ アの場合において、平均点の最も高い提案書が複数あった場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を選定する。

ウ 各選定委員による評価の合計点の平均点が 60 点未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。参加者が 1 者の場合も同様とする。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が 5 の委託契約金額の上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

契約の相手方の候補者（以下「候補者」という。）を選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

また、候補者の名称及び選定理由についてホームページに公表するものとする。

10 契約の締結等

(1) 候補者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合委託契約を締結する。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではないことに留意すること。

(2) 候補者が、企画提案書の作成に当たり、定められた予算及び期限の範囲内で、本要領及び仕様書よりも優れた方法で提案できると判断した場合、仕様書の内容を一部変更して当該方法を提案できるものとする。

(3) 候補者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の審査対象者と交渉を行うこと

とする。

- (4) 契約の締結に必要な経費は、すべて候補者の負担とする。
- (5) 契約代金の支払いは、事業完了検査後の精算払いとする。

11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

本業を受託した者（以下「受託者」という。）は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、栃木県と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し契約が解除された後においても同様とする。

12 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法に定める単位に限る。
- (2) 令和6(2024)年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合は、このプロポーザルの中止・変更等を行うことがある。
- (3) 本業務は、国の交付金を活用し実施する事業であり、交付決定がなされなかった場合又は減額された場合には、このプロポーザルの中止・変更等を行うことがある。

13 問合せ先及び各種書類の提出先等

〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20（栃木県庁本館6階）

栃木県 産業労働観光部 労働政策課 産業人材育成担当

TEL：028-623-3234 E-mail：rousei@pref.tochigi.lg.jp

URL：<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/college-marketing-proposal2024.html>

受付時間：平日の9時から17時まで（正午から13時を除く。）

(別紙1)

令和6(2024)年度とちぎ職業人材カレッジデジタルマーケティング業務
公募型プロポーザルに係る質問書

質問日	令和6(2024)年 月 日	整理番号	
事業者名			
担当者名			
電話、メール			
資料の名称		ページ	
質問内容			

(注意事項)

- 1 質問は1問1枚とする。
- 2 「整理番号」欄は、記載しないこと。
- 3 資料の名称欄、ページ欄については、県が提示する要領や様式に基づく質問を行う際に、該当するものを記載すること。

(別紙2)

参加表明書

令和6(2024)年度とちぎ職業人材カレッジデジタルマーケティング業務公募型プロポーザルに参加したいので、下記のとおり申し込みます。

令和6(2024)年 月 日

栃木県産業労働観光部労働政策課長 様

申込者

住所 _____

法人名 _____

代表者氏名 _____

担当者氏名 _____

電話番号 _____

E-MAIL _____

(別紙3)

令和6(2024)年 月 日

参加資格確認書

栃木県知事 福田 富一 様

所在地

法人名

代表者名

令和6(2024)年度とちぎ職業人材カレッジデジタルマーケティング業務の申込みに
当たり、実施要領の記載内容を承諾し、下記の応募資格について全て確認しました。

記

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第に該当しないこと。
- 2 プロポーザル方式により契約しようとする業務における栃木県の競争入札参加資格を有する者又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- 3 本プロポーザル実施に係る公告開始日から契約を締結しようとする日までにおいて、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年4月1日施行)に基づく指名停止期間中でないこと。
- 4 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 5 国税及び地方税に未納がないこと。

**令和6(2024)年度とちぎ職業人材カレッジデジタルマーケティング業務
評価基準**

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員(7名)が採点する。
- 2 企画提案者の中で最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者とする。
なお、該当する企画提案者が複数あった場合には、各選定委員による評価の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 2の場合において、平均点の最も高い提案書が複数あった場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を選定する。
- 4 各選定委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

区分		評価項目	配点
1	業務内容の理解度	本事業の背景や目的を理解した提案であるか。	15
2	企画提案の優位性	広告配信の手法や広告運用計画が、目標達成に向け効果的な提案となっているか。	15
		ターゲットが明確であり、ターゲットに訴求する適切な広告配信内容の提案となっているか。	15
		広告文やクリエイティブ、ランディングページが事業目標を達成する上で適切な内容であり、広告とランディングページに親和性がある提案となっているか。	15
		広告配信及びランディングページとなるウェブサイトの分析により、事業の改善が見込まれる提案であるか。	15
3	企画提案の実施可能性	目標達成に向け、ツール（GoogleアナリティクスやGoogleタグマネージャー等）や広告配信が適切に設定され、広告の最適化や目標とする指標のデータが確実に取得できるものであるか。	15
		十分な類似業務の実績があり、実施体制に業務遂行能力が認められるか。	5
		業務内容に見合った適切な経費であるか。	5
合計			100